

最終処分場浸出水処理施設の排水（処理水）の水質測定記録

令和6年度 処理水（排水）検査項目（年1回実施）（『一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令』に基づく測定）

新施設処理水

採取月日：6月17日

結果を得られた日：7月9日

採取した場所：標茶町字西標茶84番地

排水基準等に係る項目	根拠法令 最終処分場省令	測定頻度	単位	基準又は 規制値	結果
アルキル水銀化合物	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	検出されないこと (0.0005未満)	不検出
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	0.005以下	0.0005未満
カドミウム及びその化合物	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	0.03以下	0.001未満
鉛及びその化合物	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	0.1以下	0.001未満
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチル パラントロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る。)	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	1以下	0.1未満
六価クロム化合物	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	0.5以下	0.01未満
砒素及びその化合物	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	0.1以下	0.001未満
シアン化合物	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	1以下	0.1未満
ポリ塩化ビフェニル	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	0.003以下	0.0005未満
トリクロロエチレン	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	0.1以下	0.001未満
テトラクロロエチレン	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	0.1以下	0.001未満
ジクロロメタン	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	0.2以下	0.002未満
四塩化炭素	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	0.02以下	0.0002未満
1,2-ジクロロエタン	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	0.04以下	0.0004未満
1,1-ジクロロエチレン	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	1以下	0.01未満
cis-1,2-ジクロロエチレン	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	0.4以下	0.004未満
1,1,1-トリクロロエタン	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	3以下	0.1未満
1,1,2-トリクロロエタン	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	0.06以下	0.0006未満
1,3-ジクロロプロペン	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	0.02以下	0.0002未満
チウラム	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	0.06以下	0.0006未満
シマジン	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	0.03以下	0.0003未満
チオベンカルブ	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	0.2以下	0.0003未満
ベンゼン	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	0.1以下	0.001未満
セレン及びその化合物	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	0.1以下	0.001未満
1,4-ジオキサン	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	0.5以下	0.005未満
ほう素及びその化合物	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	50以下	0.1
ふっ素及びその化合物	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	15以下	0.08未満
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	200以下	0.17
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	5以下	1未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	30以下	1未満
フェノール類含有量	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	5以下	0.5未満
銅含有量	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	3以下	0.05未満
亜鉛含有量	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	2以下	0.01未満
溶解性鉄含有量	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	10以下	0.05未満
溶解性マンガン含有量	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	10以下	0.05未満
クロム含有量	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	2以下	0.05未満
燐含有量	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	16(日間平均8)以下	0.026
大腸菌群数	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	個/cm ³	日間平均3,000以下	1未満
ダイオキシン類	※第1条第3号ロ	1回/年	pg-TEQ/L	10以下	0.01

※「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」に基づく測定

新最終処分場浸出水処理施設

最終処分場浸出水処理施設の排水（処理水）の水質測定記録

令和6年度 処理水（排水）検査項目（年1回実施）（『一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令』に基づく測定）

旧施設処理水

採取月日：8月7日

結果を得られた日：8月30日

採取した場所：標茶町宇西標茶84番地

排水基準等に係る項目	根拠法令 最終処分場省令	測定頻度	単位	基準又は 規制値	結果
アルキル水銀化合物	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	検出されないこと (0.0005未満)	不検出
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	0.005以下	0.0005未満
カドミウム及びその化合物	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	0.03以下	0.001未満
鉛及びその化合物	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	0.1以下	0.001未満
有機化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチル パラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る。)	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	1以下	0.1未満
六価クロム化合物	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	0.5以下	0.01未満
砒素及びその化合物	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	0.1以下	0.001未満
シアン化合物	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	1以下	0.1未満
ポリ塩化ビフェニル	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	0.003以下	0.0005未満
トリクロロエチレン	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	0.1以下	0.001未満
テトラクロロエチレン	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	0.1以下	0.001未満
ジクロロメタン	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	0.2以下	0.002未満
四塩化炭素	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	0.02以下	0.0002未満
1,2-ジクロロエタン	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	0.04以下	0.0004未満
1,1-ジクロロエチレン	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	1以下	0.01未満
cis-1,2-ジクロロエチレン	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	0.4以下	0.004未満
1,1,1-トリクロロエタン	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	3以下	0.1未満
1,1,2-トリクロロエタン	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	0.06以下	0.0006未満
1,3-ジクロロプロペン	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	0.02以下	0.0002未満
チウラム	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	0.06以下	0.0006未満
シマジン	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	0.03以下	0.0003未満
チオベンカルブ	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	0.2以下	0.0003未満
ベンゼン	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	0.1以下	0.001未満
セレン及びその化合物	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	0.1以下	0.001未満
1,4-ジオキサン	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	0.5以下	0.005未満
ほう素及びその化合物	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	50以下	0.1
ふっ素及びその化合物	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	15以下	0.08未満
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	200以下	0.37
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	5以下	1未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	30以下	1未満
フェノール類含有量	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	5以下	0.5未満
銅含有量	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	3以下	0.05未満
亜鉛含有量	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	2以下	0.01未満
溶解性鉄含有量	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	10以下	0.05未満
溶解性マンガン含有量	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	10以下	0.09
クロム含有量	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	2以下	0.05未満
燐含有量	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	mg/L	16(日間平均8)以下	0.47
大腸菌群数	第1条第2項第14号ハ(1)	1回/年	個/cm ³	日間平均3,000以下	1未満
ダイオキシン類	※第1条第3号口	1回/年	pg-TEQ/L	10以下	0.33

旧最終処分場浸出水処理施設

※「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」に基づく測定